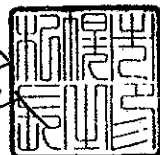


札幌市北方自然教育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第103号

札幌市北方自然教育園条例の一部を改正する条例

札幌市北方自然教育園条例（平成6年条例第40号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1

区分		単位	観覧料
個人	一般	1人1回につき	350円
	高校生、大学生 及びこれらに 準ずる者（以下 「高校生等」と いう。）		150円
団体			300円

(2) 別表1備考1中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考2中「総人員」を「者（高校生等及び備考1に規定する者を除く。）の総数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。